

議第 108 号

下呂市宿泊税条例について

下呂市宿泊税条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

安定した観光振興の財源確保を目的に、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を導入するため、当該条例を制定するもの。

下呂市宿泊税条例

（目的）

第1条 この条例は、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき宿泊税を課し、歴史、伝統、文化など本市固有の魅力を高め、もって市民生活と調和した持続可能なまちづくりにつなげることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び下呂市税条例（平成16年条例第58号）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）をいう。
- （2）住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- （3）宿泊施設 旅館業に係る施設及び住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- （4）宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- （5）宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって、規則で定めるものをいう。

（納税義務者等）

第3条 宿泊税は、市内の宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊する者（以下「宿泊者」という。）に課する。

（課税免除）

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- （1）12歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者
- （2）学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）が、教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している児童及び生徒並びに当該行事における引率者及び介添者
- （3）その他市長が特に認める者

（税額）

第5条 宿泊税の税額は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）宿泊料金が5,000円未満である場合 100円
- （2）宿泊料金が5,000円以上である場合 200円

(徴収の方法)

第6条 宿泊税の徴収は、特別徴収により行う。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業（以下「旅館業等」という。）を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設において、宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第8条 旅館業等を営もうとする者（以下この条において「開業者」という。）は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 開業者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は事務所若しくは事業所の所在地、名称及び法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）。ただし、個人番号を有しない者にあつては開業者の住所及び氏名、法人番号を有しない者にあつては事務所又は事業所の所在地及び名称。

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 営業開始予定年月日（申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動があったときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものが、当該宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止した日から10日以内にその旨を

市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第9条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、若しくは変更しようとする場合又はその他異動が生じた場合においては、10日以内に市長に申告し、又は申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第10条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で、同条第1項の承認を受けていないものが、同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日以内とする。

（減免）

第11条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

（申告納入）

第12条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊者数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに、市長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を1月以上休止しよ

うとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告し、かつ、納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- 3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入)

第13条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第14条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

- 3 市長は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第15条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付けて、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第12条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

(1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されてい

るもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第16条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第17条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該

関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(市税に関する法令の規定の適用)

第 18 条 第 16 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第 19 条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 22 の 4 第 6 号及び同条の 22 の 9 第 4 号の条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第 20 条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、下呂市税条例（平成 16 年条例第 58 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 15 条第 1 項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者
- (2) 第 15 条第 1 項の規定に違反して同項の帳簿を 5 年間保存しなかった者
- (3) 第 15 条第 2 項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者
- (4) 第 15 条第 2 項の規定に違反して同項の書類を 2 年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第 731 条第 2 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第 3 項及び第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

（準備行為）

3 第7条第2項の規定による指定及び第9条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

4 この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は、施行日の前日までに、第8条の規定の例により市長に申告しなければならない。

（検討）

5 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

【参考資料】

下呂市宿泊税条例要綱

1. 制定理由

安定した観光振興の財源確保を目的に、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を導入するため、当該条例を制定するものです。

2. 概要

（1） 宿泊税を課する目的及び根拠法令について定めます。

（第 1 条関係）

（2） 旅館業法第 2 条第 1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く）に係る施設および住宅民泊事業法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る住宅において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に宿泊税を課します。

（第 3 条関係）

（3） 宿泊税の課税を免除する者について次のとおり定めます。

①12 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある者

②学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）が、教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している児童及び生徒並びに当該行事における引率者及び介添者

③①②に掲げる者のほか、市長が特別な理由があると認めるもの

（第 4 条関係）

（4） 税額について次のとおり定めます。

①宿泊料金が 5,000 円未満である場合 100 円

②宿泊料金が 5,000 円以上である場合 200 円

（第 5 条関係）

（5） 宿泊税は、宿泊施設が、宿泊客から宿泊料金と一緒に税金を集めて、まとめて市区町村に納める方法で徴収されます。

（第 6 条関係）

（6） この条例の第 6 条の規定により徴収する特別徴収義務者について定めます。

（第 7 条関係）

（7） 特別徴収義務者に指定された者が必要な申告等について定めます。

(第 8 条関係)

- (8) 納税管理人の選任に関する事項および正当な理由なく第 9 条の規定による申告がなかった場合に科す過料に関する事項について定めます。

(第 9 条、第 10 条関係)

- (9) 宿泊税の減免について定めます。

(第 11 条関係)

- (10) 宿泊税の申告及び納入について定めます。

(第 12 条関係)

- (11) 更正又は修正申告等による不足金額等の納入について定めます。

(第 13 条関係)

- (12) 宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなかった場合又は天災等により徴収した宿泊税額を失った場合などの徴収不能額等の還付又は納入義務の免除について定めます。

(第 14 条関係)

- (13) 特別徴収義務者の帳簿の記載義務等について定めます。

(第 15 条関係)

- (14) 帳簿及び書類の電磁的記録による保存等に関する事項および電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等に関する事項を定めます。

(第 16 条、第 17 条関係)

- (15) 市税に関する法令の規定の適用について定めます。

(第 18 条関係)

- (16) 間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税である法定外目的税であることについて定めます。

(第 19 条関係)

- (17) 宿泊税の賦課徴収について定めます。

(第 20 条関係)

- (18) 帳簿の記載義務違反等に関する罪について定めます。

(第 22 条関係)

- (19) この条例は、規則で定める日から施行します。

(附則第 1 項関係)

- (20) この条例は、この条例の施行の日以降の宿泊について適用します。

(附則第 2 項関係)

- (21) 第 7 条第 2 項の規定による指定及び第 9 条第 1 項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができます。

(附則第 3 項関係)

- (22) 公布日以前または公布日から施行日までに特別徴収義務者となる者は施行日の前日までに申告する経過措置について定めます。

(附則第 4 項関係)

- (23) この条例の施行後 3 年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5 年ごとに同様の検討を行います。

(附則第 5 項関係)